

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

規 則	ページ
知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則(二〇・総務課).....	1
不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則(二一・総務課).....	1
知事を取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則(二二・情報公開課).....	3
秋田県企業局の主要な職員に関する規則及び地方公営企業法第三十九条第一項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則(二三・人事課).....	20
単純労務の職員の給与の基準を定める規則の一部を改正する規則(二四・人事課).....	20
秋田県福祉相談センター管理規則(二五・福祉政策課).....	20
指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則(二六・長寿社会課).....	21
秋田県ゆとり生活創造センター条例施行規則の一部を改正する規則(二七・県民文化政策課).....	22
秋田県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則(二八・自然保護課).....	22
秋田県農業改良資金貸付規則及び秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(二九・流通経済課).....	22
秋田県産業振興プラザ条例施行規則の一部を改正する規則(三〇・商工業振興課).....	22
訓 令	
秋田県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令(二・人事課).....	23

規 則

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十号

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和四十六年秋田県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。
 第十一条中「の各号」を削り、「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

様式第三号裏中
 社務部内八回時ニテモ職権ヲ以テ法人ノ業務及ヒ財産ノ状
 コトヲ得

況ヲ検査スル
 を
 3 社務部内は、職権で、いつでも法人の業務及び財産の状
 となることができる。

況ヲ検査スル
 に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十一号

不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(秋田県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部改正)

第一条 秋田県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則(昭和四十年秋田県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「の各号」を削り、同条第一号を次のように改める。

一 法人の登記事項証明書

(特定非営利活動促進法施行条例施行規則等の一部改正)

第二条 次に掲げる規則の規定中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

一 特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成十年秋田県規則第八十一号)第十一号及び第十三号

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和五十六年秋田県規則第四十九号)第四条第二項第八号

三 秋田県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則(平成十五年秋田県規則第六十五号)第二条第三項第一号

四 秋田県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(平成九年秋田県規則第三十三号)第六条第三項第一号

(秋田県理容師法施行細則等の一部改正)

第三条 次に掲げる規則の規定中「~~登録簿謄本~~」を「~~登録簿謄本~~」に改める。

一 秋田県理容師法施行細則(昭和三十三年秋田県規則第二十五号)様式第三号(2)

二 秋田県美容師法施行細則(昭和三十三年秋田県規則第二十六号)様式第三号(2)

三 クリーニング業法施行細則(昭和三十一年秋田県規則第六号)様式第五号(2)

(墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部改正)

第四条 墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和五十六年秋田県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「土地登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改め、同項第四号中「法人登記簿謄本」を「法人の登記事項証明書」に改める。

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第五条 食品衛生法施行細則(昭和三十三年秋田県規則第七号)の一部を次のように改正する。

様式第三号中「~~登録簿の謄本~~」を「~~登録簿謄本~~」に改める。

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第六条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成三年秋田県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「~~登録簿~~」を「~~登録簿~~」に、「~~登録簿の謄本~~」を「~~登録簿謄本~~」に改める。

(温泉法施行細則の一部改正)

第七条 温泉法施行細則(昭和二十九年秋田県規則第八十五号)の一部を次のように改正する。

第八条中「様式第七号」を「様式第七号」に改め、同条第一号を次のように改

める。

一 土地の登記事項証明書

第十一条第一項中「様式第十一号」を「様式第十一号」に改め、同条第二項中

「様式第十二号」を「様式第十二号」に改め、同条第三項中「様式第十三号」を

「様式第十三号」に、「次に掲げる書類」を「住民票の写し又は法人の登記事項証明書」に改め、同項各号を削り、同条第四項中「様式第十四号」を「様式第十四号」に改め、同条第五項中「様式第十五号」を「様式第十五号」に改める。

(水産業協同組合法施行細則の一部改正)

第八条 水産業協同組合法施行細則(昭和二十六年秋田県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(県営林に関する条例施行規則の一部改正)

第九条 県営林に関する条例施行規則(昭和五十二年秋田県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「土地登記簿謄本」を「土地の登記事項証明書」に改める。

(秋田県鉱業用機械類貸付譲渡条例施行規則の一部改正)

第十条 秋田県鉱業用機械類貸付譲渡条例施行規則(昭和三十三年秋田県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「本条中」及び「の各号」を削り、同項第三号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(秋田県法定外公共用財産の使用等に関する条例施行規則の一部改正)

第十一条 秋田県法定外公共用財産の使用等に関する条例施行規則(平成十二年秋田県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「(明治三十二年法律第二十四号)第十七条」を「(平成十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項」に改め、同項第五号中「法人である」を「法人の」に、「法人登記簿抄本」を「法人の登記事項証明書」に改め、同条第七項第二号中「登記簿抄本」を「法人の登記事項証明書」に改める。

(開発行為等の規制に関する規則の一部改正)

第十二条 開発行為等の規制に関する規則(昭和四十六年秋田県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「の各号」を削り、同条第一号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改め、同条第三号及び第四号中「法人登記簿謄本」を「法人の登記事項証明書」に改める。

第三条中「の各号」を削り、同条第一号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第三条中「の各号」を削り、同条第一号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

様式第六号中「**「株式会社協栄」を「株式協栄」に改める。**

(海岸法施行細則の一部改正)

第十三条 海岸法施行細則(昭和四十年秋田県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第九号中、「(明治三十二年法律第二十四号)第十七条」を、「(平成十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項」に改める。

(砂防法施行条例施行規則の一部改正)

第十四条 砂防法施行条例施行規則(平成十五年秋田県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中、「(明治三十二年法律第二十四号)第十七条」を、「(平成十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項」に改め、同条第三項中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十二号

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十三年秋田県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第二十一条第四項、第二十五条第三項」を「第二十一条第五項、第二十五条第三項、第二十六条の八第二項」に改め、同項第二号中「法定代理人(」を「遺族又は法定代理人(」に改め、「当該」及び「その他」の下に「遺族又は」を加え、「の資格」を「であること」に改め、同項第三号中「の資格」を「であること」に改め、同項第四号中「に係る法人登記簿謄本」を「の登記事項証明書」に改める。

第五条第一項中「第十四条第二項」を「第十四条第三項」に、「第十九条第三項」を「第十九条各々項」に改め、同条第二項中「第二十四条第一項において準用する条例第十四条第二項」を「第二十四条第三項」に、「第十九条第三項」を「第十九条各々項」に、「第二十六条第二項又は第三項」を「第二十六条の二各々項」に改め、同条第三項中「第二十七条第二項において準用する条例第十四条第二項」を「第二十七条第三項」に、「第十九条第三項」を「第十九条各々項」に改め、同項を同条第四項とし、

同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項前段の規定は、条例第二十六条の七第三項の規定により利用停止請求をした法定代理人について準用する。この場合において、第一項前段中「第十九条各々項」とあるのは、「第二十六条の十各々項」と読み替えるものとする。

第六条第一項を削り、同条第二項中「第十九条第三項」を「第十九条各々項」に改め、同項第一号中「様式第四号」を「様式第三号」に改め、同項第二号中「様式第五号」を「様式第四号」に改め、同項第三号中「様式第六号」を「様式第五号」に改め、同項第四号中「様式第七号」を「様式第六号」に改め、同項第五号中「が記録された行政文書」を削り、「様式第八号」を「様式第七号」に改め、同項を同条第一項とし、同条に次の二項を加える。

2 条例第十九条の二第二項の規定による通知は、個人情報開示決定等期間延長通知書(様式第八号)によるものとする。

3 条例第十九条の三の規定による通知は、個人情報開示決定等期間特例延長通知書(様式第八号の二)によるものとする。

第六条の次に次の一条を加える。

(個人情報開示請求事案移送通知書)

第六条の二 条例第十九条の四第一項の規定による通知は、個人情報開示請求事案移送通知書(様式第八号の三)によるものとする。

第七条第一項中「第二十条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第二項中「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に改める。

第九条第一項中「個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定」を「開示決定」に、「当該決定」を「当該開示決定」に改める。

第十四条第一項中「第二十六条第二項」を「第二十六条の二第一項」に改め、同項各号中「を訂正する」を「について訂正をする」に改め、同条第二項中「第二十六条第三項」を「第二十六条の二第二項」に改め、同条第三項中「第二十六条第四項において準用する条例第十九条第二項」を「第二十六条の三第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 条例第二十六条の四の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(様式第十五号の二)によるものとする。

第十四条の次に次の四条を加える。

(個人情報訂正請求事案移送通知書)

第十四条の二 条例第二十六条の五第一項の規定による通知は、個人情報訂正請求事案移送通知書(様式第十五号の三)によるものとする。

(個人情報訂正通知書)

第十四条の三 条例第二十六条の六の規定による通知は、個人情報訂正通知書(様式

第十五号の四)によるものとする。
 (個人情報利用停止請求書)
 第十四条の四 条例第二十六条の八第一項の規定による書面の提出は、個人情報利用停止請求書(様式第十五号の五)によるものとする。
 (個人情報利用停止決定通知書等)
 第十四条の五 条例第二十六条の十第一項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- 一 個人情報の全部について利用停止をする旨の決定をしたとき 個人情報利用停止決定通知書(様式第十五号の六)
 - 二 個人情報の一部について利用停止をする旨の決定をしたとき 個人情報部分利用停止決定通知書(様式第十五号の七)
 - 2 条例第二十六条の十第二項の規定による通知は、個人情報非利用停止決定通知書(様式第十五号の八)によるものとする。
 - 3 条例第二十六条の十一第二項の規定による通知は、個人情報利用停止決定等期間延長通知書(様式第十五号の九)によるものとする。
 - 4 条例第二十六条の十二の規定による通知は、個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書(様式第十五号の十)によるものとする。
- 第十八条中「請求の件数、開示に関する決定及び訂正」を「開示、訂正及び採用停止の請求の件数を」とし、「訂正」を「開示、訂正及び採用停止」と改める。

<p>懲戒状 この決定に不服がある場合の救済方</p>	<p>この決定に不服がある場合は、この決定の翌日から起算して60日以内に、行政不服処事に異議申立てをすることができま</p>
<p>定があったことを知った日の審査法第6条の規定により、</p>	<p>この処分不服がある場合の救済方 1 この処分の翌日から 2 この処分翌日から起 秋田県を代 ができます 起算して1 とができま 3 この処分</p>

えは、異議
起算して6
であっても
処分の取消

に不服がある場合は、この処分があったことを知った日
起算して60日以内に、秋田県知事に対して異議申立てを
できます。
 の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の
算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において
表す者は、秋田県知事となります。)、提起すること
。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から
年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起するこ
とせん。
 について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴
申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から
月以内に提起することができます。ただし、その期間内
、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、
しの訴えを提起することができません。

<p>懲戒状 叩中 他の実施機関 国・他の地方公共団体</p>	<p>実施機関以外の県の機関 法人その他の団体 個人</p>
<p>版報道等 人 ()</p>	<p>他の実施機関 国・他の地方公共団体 独立行政法人等・地方独立行政法人 法人その他の団体 個人 ()</p>
<p>同一実施機関内 実施機関以外の県の機関</p>	<p>他の実施機関 国・他の地方公</p>

様式第8号 個人情報開示決定等期間延長通知書(第6条関係)

(A4判)

個人情報開示決定等期間延長通知書

記号及び番号
年 月 日

様

秋田県知事 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の2第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第19条の2第1項に規定する期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課所等	部(所) 課(室) 班(担当) 電話番号
備 考	

様式第 8 号の 2 個人情報開示決定等期間特例延長通知書 (第 6 条関係)

(A 4 判)

個人情報開示決定等期間特例延長通知書

記号及び番号
年 月 日

様

秋田県知事 印

年 月 日付で請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の3の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第19条の2 第 1 項 に 規 定 す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
個人情報のうちの相当の部分について開示決定等をする期間及びその内容	年 月 日から 年 月 日まで (内容)
残りの個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
秋田県個人情報保護条例第19条の3の規定を適用する理由	開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある。 内容説明： ()
事務担当課所等	部(所) 課(室) 班(担当) 電話番号
備考	

様式第8号の3 個人情報開示請求事案移送通知書(第6条の2関係)

(A4判)

個人情報開示請求事案移送通知書	
	記号及び番号 年 月 日
様	秋田県知事 印
<p>年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の4第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送したので通知します。</p> <p>なお、個人情報の開示決定等については、移送を受けた実施機関において行います。</p>	
開示請求に係る個人情報の内容	
移送を受けた実施機関	
移送を受けた実施機関の 事務担当課所等	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 部(所) 課(室) 班(担当) </div> 電話番号
移 送 を し た 日	年 月 日
移 送 を し た 理 由	
移送をした実施機関の 事務担当課所等	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 部(所) 課(室) 班(担当) </div> 電話番号

の3第2項、及び「訂正するかどうかの決定をする」を「訂正決定書の」に、「第26
条第1項」を「第26条の3第1項」に改め、同様式の次に次の九様式を加える。

様式第15号の2 個人情報訂正決定等期間特例延長通知書 (第14条関係)

(A 4 判)

個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県知事

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、秋田県個人情報保護条例第26条の4の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第26条の3 第1項に規定する期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の訂正決定等をする期限	年 月 日
秋田県個人情報保護条例第26条の4 の規定を適用する理由	
事務担当課所等	部(所) 課(室) 班(担当) 電話番号
備 考	

様式第15号の3 個人情報訂正請求事案移送通知書(第14条の2関係)

(A4判)

個人情報訂正請求事案移送通知書	
	記号及び番号 年 月 日
様	秋田県知事 印
<p>年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、秋田県個人情報保護条例第26条の5第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送したので通知します。</p> <p>なお、個人情報の訂正決定等については、移送を受けた実施機関において行います。</p>	
訂正請求に係る個人情報の内容	
移送を受けた実施機関	
移送を受けた実施機関の事務担当課所等	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 部(所) 課(室) 班(担当) </div> 電話番号
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
移送をした実施機関の事務担当課所等	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 部(所) 課(室) 班(担当) </div> 電話番号

様式第15号の4 個人情報訂正通知書 (第14条の3関係)

(A 4 判)

個人情報訂正通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県知事

印

年 月 日付けで提供した個人情報について、次のとおり訂正をしたので、秋田県個人情報保護条例第26条の6の規定により通知します。

提供した個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
事務担当課所等	部(所) 課(室) 班(担当) 電話番号
備 考	

様式第15号の5 個人情報利用停止請求書(第14条の4関係)

(A4判)

個人情報利用停止請求書

年 月 日

秋田県知事 様

(郵便番号)

請求者 住所(居所)
氏名
(法人にあつては、その名称及び代表者の
氏名並びに主たる事務所の所在地)
電話番号

秋田県個人情報保護条例第26条の7第1項(第2項、第3項)の規定に基づき、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る 個人情報の内容	(開示を受けた日) 年 月 日 (利用停止請求に係る個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。)
利用停止請求の内容 及び理由	利用の停止 消去 提供の停止
	(利用停止請求の内容を具体的に記入してください。) (利用停止請求の理由)

(遺族・法定代理人記載欄) 遺族又は法定代理人が請求する場合は、この欄にも記入してください。

本人の区分	死者	未成年者	成年被後見人
本人の住所(居所) 及び氏名等	氏名		
	住所(居所)	(郵便番号)	電話番号

注1 のある欄には、該当する項目の にレ印を付してください。
 2 法定代理人が請求する場合において当該法定代理人が法人であるときは、法人代表者印を押印の上、その印鑑証明書を添付してください。
 3 請求の際には、本人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を係員に提出し、又は提示してください。
 4 遺族又は法定代理人が請求する場合には、遺族又は法定代理人に係る注3の書類のほか、遺族又は法定代理人であることを証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。
 5 本人が死者である場合は、「本人の住所(居所)及び氏名等」欄には、死亡時のものを記入してください。この場合において、電話番号の記入は、不要です。

(職員記載欄) この欄には、記入しないでください。

請求者本人の確認	運転免許証	旅券	健康保険証
	その他()		
請求資格の確認	戸籍謄本	その他()	
事務担当課所等	部(所)	課(室)	班(担当) 電話番号
備考			

様式第15号の 6 個人情報利用停止決定通知書 (第14条の 5 関係)

(A 4 判)

個人情報利用停止決定通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県知事

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第 1 項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止をすることと決定したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利 用 停 止 の 内 容	
利 用 停 止 年 月 日	年 月 日
利 用 停 止 の 理 由	
事 務 担 当 課 所 等	部 (所) 課 (室) 班 (担当) 電話番号
備 考	

様式第15号の7 個人情報部分利用停止決定通知書(第14条の5関係)

(A4判)

<p>個人情報部分利用停止決定通知書</p>	
	<p>記号及び番号 年 月 日</p>
<p>様</p>	<p>秋田県知事 印</p>
<p>年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第1項の規定により、次のとおり個人情報の一部について利用停止をすることと決定したので通知します。</p>	
<p>利用停止請求に係る 個人情報の内容</p>	
<p>利用停止の内容</p>	
<p>利用停止年月日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>部分利用停止 とする理由</p>	
<p>事務担当課所等</p>	<p style="text-align: center;">部(所) 課(室) 班(担当)</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p>
<p>この処分に不服がある 場合の救済方法</p>	<p>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県知事に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p> <p>3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p>

様式第15号の 8 個人情報非利用停止決定通知書 (第14条の 5 関係)

(A 4 判)

個人情報非利用停止決定通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県知事

印

年 月 日付で請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第2項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止をしないことと決定したので通知します。

利用停止請求に係る 個人情報の内容	
利用停止をしない 理由	
事務担当課所等	<p style="text-align: center;">部(所) 課(室) 班(担当)</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p>
この処分に不服がある 場合の救済方法	<p>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県知事に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p> <p>3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p>

様式第15号の9 個人情報利用停止決定等期間延長通知書(第14条の5関係)

(A4判)

個人情報利用停止決定等期間延長通知書

記号及び番号
年 月 日

様

秋田県知事 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の11第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第26条の11 第1項に規定する期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課所等	部(所) 課(室) 班(担当) 電話番号
備 考	

様式第15号の10 個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書 (第14条の 5 関係)

(A 4 判)

個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県知事

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の12の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

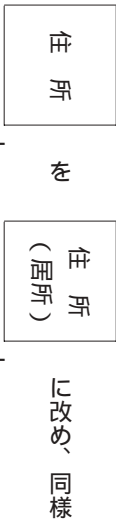
利用停止請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第26条の11 第 1 項 に 規 定 す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の利用停止決定等をする期限	年 月 日
秋田県個人情報保護条例第26条の12 の 規 定 を 適 用 す る 理 由	
事 務 担 当 課 所 等	部 (所) 課 (室) 班 (担当) 電話番号
備 考	

様式第十六号中「申出者 住所」の次「(住所)」を「第2項」の次「第3項」を加え、「是正申出に」を「是正の申出に」に、「認める」を「思料する」に、「を求める内容」を「の申出の内容」に、「法定代理人記載欄」を「法定代理人」を「遺族・法定代理人記載欄」を「遺族又は法定代理人」に

未成年者 成年被後見人 死

者 未成年者 成年被後見人 改め、「の住

所」の次「(住所)」を加え、



はの注4中「法定代理人」を「遺族又は法定代理人」に、「その資格」を「遺族又は法定代理人であること」に改め、同様の注5の次「(住所)」を加える。

5 本人が死者である場合は、「本人の住所(住所)及び氏名等」欄には、死亡時のものを記入してください。この場合において、電話番号の記入は、不要です。

様式第十七号中「是正申出に係る個人情報」を「是正の申出に係る個人情報」に、「是正を求められた」を「是正の申出の」に改める。

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県企業局の主要な職員に関する規則及び地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

秋田県規則第二十三号

秋田県企業局の主要な職員に関する規則及び地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則

(秋田県企業局の主要な職員に関する規則の一部改正)

第一条 秋田県企業局の主要な職員に関する規則(昭和三十九年秋田県規則第四十一

秋田県知事 寺田典城

号)の一部を次のように改正する。

第二条中「及び課長」を「課長及び技術管理監」に改める。

(地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき職を定める規則の一部改正)

第二条 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき職を定める規則(昭和四十年秋田県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一号中「課長」の下に「技術管理監」を加える。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

単純労務の職員の給与の基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第二十四号

単純労務の職員の給与の基準を定める規則の一部を改正する規則
単純労務の職員の給与の基準を定める規則(昭和三十二年秋田県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「一歳」を「三歳」に改め、「(一)」の下に「(二) 修学部分休業(職員が教育施設における修学のため一週間の勤務時間の一部について勤務しないこと)」を加える。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県福祉相談センター管理規則をここに公布する。
平成十七年三月二十九日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第二十五号

秋田県福祉相談センター管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県福祉相談センター(以下「センター」という。)の管理に關し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第二条 センターの使用時間は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十一条第二項に規定

する業務（同法第十条第一項第二号に掲げる業務を除く。）及び知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十二条第二項に規定する業務（同法第十条第一項第二号に掲げる業務を除く。）に係る使用 午前八時三十分から午後五時十五分まで

二 前号に規定する業務以外の業務に係る使用 午前八時三十分から午後七時まで。ただし、日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に規定する休日をいう。）は、午前十時から午後六時三十分までとする。

2 センターの長は、特に必要があると認めるときは、前項に定める使用時間を変更することができる。

（休業日等）

第三条 センターの休業日は、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日とする。

2 センターの長は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事に届け出て、臨時に休業日を設け、又は前項に定める休業日を変更することができる。

3 秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項各号に掲げる日においては、前条第一項第一号に規定する業務は、行わない。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十六号

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則（平成十一年秋田県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「第七十一条本文及び第七十二条本文」を「第七十一条本文及び第七十二条第一項本文」に改める。

第十一条第二項中「第四百四条」を「法第四百四条第一項」に改める。

様式第一号中

「」

を

「」

に改め、同様

式の備考6を次のように改める。

6 既に指定等を受けている事業等の指定（許可）年月日の欄には、介護保険法施行法第4条、第5条、第7条及び第8条第1項の規定に基づき指定等があったものとみなされたものについては、「12. 4. 1」と記入してください。

様式第三号中「寄附行為等及びその登記簿謄本」を「寄附行為等及び登記事項証明書又は」に改める。

様式第四号中

名称	
所在地	

を

名称	
所在地	
事業の種類	

に改める。

様式第五号中

名称	
所在地	

を

名称	
所在地	
施設の種類	

に改める。

様式第九号中「療養型病床群」を「療養病床」に改め、「4 介護力強化病床」を削る。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県ゆとり生活創造センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十七号

秋田県ゆとり生活創造センター条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県ゆとり生活創造センター条例施行規則（平成十四年秋田県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中 「~~砂籬樹~~」 を 「~~宇奈~~」

樹4 ~~宇奈樹5~~ 花工形 木工形 井工形 廻工形

樹 ~~宇奈樹5~~ 廻工形 「~~宇奈樹~~」 に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十八号

秋田県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県立自然公園条例施行規則（昭和三十八年秋田県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「の各号」を削り、同条第七号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第九条中「の各号」を削り、同条第二号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第十条第二項中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第十五条の二中「同条第十三項第一号」を「同条第十四項第一号」に、「同条第十八項第一号口」を「同条第十九項第一号口」に改める。

第十七条中「の各号」を削り、同条第九号中「第七十二条第一項」を「第一百五十五条第一項」に改め、同条第二十八号中「第四条第六項に掲げる」を「第五条第六項に掲げる」に改め、同条第二十九号の十一中「第六十九条第一項」を「第九十九条第一項」

に改める。

第二十条中「の各号」を削り、同条第十号中「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十七条の改正規定（同条第二十八号に係る部分を除く。）及び第二十号の改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県農業改良資金貸付規則及び秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十九号

秋田県農業改良資金貸付規則及び秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

（秋田県農業改良資金貸付規則の一部改正）
第一条 秋田県農業改良資金貸付規則（昭和三十一年秋田県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

様式第二号及び様式第七号中「~~ササヅクノミ~~」を「~~ササヅクノミ~~」に改める。

（秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正）
第二条 秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年秋田県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「所轄地域農業改良普及センター」を「所管地域振興局」に改める。

様式第一号及び様式第二号中「~~ササヅクノミ~~」を「~~ササヅクノミ~~」に改める。

附 則
この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県産業振興プラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十号

秋田県産業振興プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県産業振興プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県産業振興プラザ条例施行規則(平成十二年秋田県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「秋田県企業支援センターの長(以下「所長」という。)(「を」「知事」に、「できる」を「ある」に改める。

第三条第三項中「所長」を「知事」に改め、「、あらかじめ知事に届け出て」を削り、「できる」を「ある」に改め、同条第四項中「所長」を「知事」に、「できる」を「ある」に改める。

第四条第一項中「所長」を「知事」に改め、「、その許可を受け」を削り、同条第二項中「所長」を「知事」に、「ことができる」を「ものとする」に改める。

第五条第一項中「所長」を「知事」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「所長」を「知事」に改め、「これを」を削り、同条第三項中「所長」を「知事」に改める。

第六条を削る。

第七条中「所長が知事の承認を得て」を「知事が」に改め、同条を第六条とする。

様式第一号中「~~秋田県庁兼秋田県庁~~」を「~~秋田県庁~~」に、「~~秋田県庁~~」を「~~秋田県庁~~」に改める。

様式第一号中「~~秋田県庁兼秋田県庁~~」を「~~秋田県庁~~」に、「~~秋田県庁~~」及び「~~秋田県庁~~」を「~~秋田県庁~~」に、「~~秋田県庁~~」に改める。

様式第三号中「~~秋田県庁兼秋田県庁~~」を「~~秋田県庁~~」に、「~~秋田県庁~~」を「~~秋田県庁~~」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

訓 令

秋田県訓令第1号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

秋田県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

秋田県職員被服貸与規程(昭和四十三年秋田県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十二号中「改良普及業務」を「普及指導業務」に改める。

別表第二第二号中

防寒衣	作業服	差押財産搬出業務用 不動産評価業務用 軽油引取税調査業務用
	下 上	

を

防寒靴	防寒衣	作業服
		下 上

差押財産搬出業務用
不動産評価業務用
軽油引取税調査業務用
普及指導業務用(防寒衣に限る。)

に改め、同表中第十八号を削り、第十九号を第十八号と

普及指導業務用

し、第二十号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄